

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230125	あさひ自動車株式会社 (法人番号 8410001000041) 代表者佐藤武義	秋田県秋田市 牛島西1丁目 1番11号	本社営業所	秋田県秋田市牛島西 1丁目627番地42、56	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第58条第1項	令和4年3月23日及び4月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(5)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)	11	12

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。